

(質問者) 下新田班 N 会員

(ご質問)

いかなる理由があつて、何故市外に住所を有する人を理事に任命するのか?

(ご回答)

お答えいたします。

シルバー人材センターに「正会員」として入会するためには、定款の規定により、「鶴ヶ島市に居住」していることが条件になっております。また、このことから正会員が「鶴ヶ島市に居住しなくなったとき」は、正会員の資格を喪失することになります。

これに対して、シルバー人材センターの「理事」については、定款の規定上、鶴ヶ島市在住でなければならないといった「住所要件」はありません。これは、公益法人であるシルバー人材センターの運営に広く人材を求めることを可能にするためと理解しております。

現在、シルバー人材センターは様々な課題を有しています。その解決を図るためには理事会の更なる活性化が必要です。その一助として、鶴ヶ島市職員として30年余の経歴により鶴ヶ島市に精通し、さらに事務局長としての3年の実績を理事会に活かすことが有用と考えました。ただし事務局長の法的な身分は「使用人」であり、シルバー人材センターの運営に参画する立場にはありません。そこで、事務局長をシルバー人材センターの運営に参画させるべく提案したものです。

ご理解くださいますようお願いいたします。

(質問者) 藤金班 S 会員

(ご質問)

総会資料 P62 の定款第 19 条では、「ただし、議長は正会員又は特別会員であっても決議に加わることはできない。」とありますが、第 16 条で、総会の議長は「正会員、特別会員又はゴールド会員の中から選出する」となっており、第 19 条のただし書きに「ゴールド会員」が漏れているのでしょうか？

(ご回答)

お答えいたします。

申し訳ございません。実は、総会資料に掲出してあります定款（総会資料 P 59～P68）に、令和 3 年度に変更されている条項の一部編集漏れがございました。

ご指摘の第 19 条は、次のとおり変更されております。

(決議)

**第 19 条** 総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員、特別会員及びゴールド会員の総数の過半数が出席し、出席した正会員、特別会員及びゴールド会員の過半数をもって決する。ただし、議長は決議に加わることはできない。

**2** 前項において可否同数の場合、議長の決するところによる。

今後、このようなことがないようにいたしたいと存じます。ご宥恕賜りますようお願い申し上げます。